

申請者の皆様へお知らせ

**「ワシントン条約対象貨物」の輸入の事前確認申請に係る提出書類の様式が変更されます!**

令和元年6月1日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和元年7月1日付けで輸入公表（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号））が改正される予定（6月下旬公布、7月1日施行予定）です。

当該改正に伴いワシントン条約対象貨物の輸入に係る「事前確認申請書」の様式が以下【別添】のとおり変更されますので、7月1日以降の申請にあたっては、別添様式（新様式）にて申請してください。

【附属書Ⅱ及びⅢの貨物の輸入における対応表】

附属書	分類		変更前	変更後	輸入手続	様式	
附属書Ⅱ	生きている動物		三の七の(4)	三の七の(3)	事前確認	別添2	
	上記以外	特定国原産※1	三の七の(3)	三の七の(2)	事前確認	別添1	
		上記以外	三の八の(2)	三の八の(3)	通関時確認	—	
附属書Ⅲ	掲載国原産※2	生きている動物	三の七の(4)	三の七の(3)	事前確認	別添2	
		上記以外	特定国原産※1	三の七の(3)	三の七の(2)	事前確認	別添1
			上記以外	三の八の(3)	三の八の(4)	通関時確認	—
	非掲載国原産※2		三の八の(3)	三の八の(4)	通関時確認	—	
種の保存法（国内希少野生動植物種）			三の七の(5)	三の七の(4)	事前確認	別添3	

※1 特定の原産国又は船積地域。

※2 「掲載国原産」：附属書Ⅲの種の名称に括弧書きで付記されている国を原産とする場合。  
「非掲載国原産」：上記以外の国を原産とする場合。

(注)

1. 別添様式の下線が改正箇所です。なお、新様式は、7月1日にHPに掲載します。
2. 経過措置として、当面の間は旧申請様式にて申請された場合であっても受理します。
3. 今般の改正により、附属書Ⅰに掲げる鯨の一部の種が、事前確認又は通関時確認の対象となりますので、ご注意ください。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

●輸入承認・事前確認<全般>

**経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 野生動植物貿易審査室**

**電話：03-3501-1723**

**Fax：03-3501-0997**

●事前確認 <変更後：三の七の(4)>

**北海道経済産業局総務企画部国際課**

**電話：011-709-1752**

**Fax：011-709-1798**

**東北経済産業局産業部国際課**

**電話：022-221-4907**

**Fax：022-215-9463**

**関東経済産業局産業部国際課**

**電話：048-600-0265**

**Fax：048-601-1306**

**東京通商事務所総務課**

**電話：03-5842-7071**

**Fax：03-5689-7841**

**横浜通商事務所総務課**

**電話：045-212-1105**

**Fax：045-201-7156**

**中部経済産業局地域経済部国際課**

**電話：052-951-4091**

**Fax：052-961-7829**

**近畿経済産業局通商部通商課**

**電話：06-6966-6034**

**Fax：06-6966-6088**

**神戸通商事務所総務課**

**電話：078-393-2682**

**Fax：078-393-2685**

**中国経済産業局産業部国際課**

**電話：082-224-5659**

**Fax：082-224-5642**

**四国経済産業局産業部国際課**

**電話：087-811-8525**

**Fax：087-811-8565**

**九州経済産業局産業部国際課**

**電話：092-482-5425**

**Fax：092-482-5321**

**沖縄総合事務局経済産業部商務通商課**

**電話：098-866-1731**

**Fax：098-860-3710**

〔別紙様式〕

**輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入  
に関する確認申請書**

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名 \_\_\_\_\_  
 記名押印 \_\_\_\_\_  
 又は署名 \_\_\_\_\_ 住  
 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 及び担当者名 \_\_\_\_\_

※確認番号

※確認年月日

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発行国 \_\_\_\_\_

許可書番号 \_\_\_\_\_

A	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
B	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	
C	学 名 (和名)					
	原産国		形態		数量	

 上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、本確認書及び別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

 上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

※通 関

輸入申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月 日及び税関の押印

- (注) (1) 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- (2) 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の発行国及び番号を記載すること。
- (3) 「原産国」欄には、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書中にある原産国を記載すること。
- (4) 「形態」欄には、その貨物の形状（例えば、生きている動物、塩づけ原皮、ハンドバック、ベルト、靴等）を記載すること。
- (5) ※印のある欄には記入しないこと。

〔別紙様式〕

**輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入  
に関する確認申請書**

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名

記名押印

又は署名

※確認番号

住 所

電話番号

及び担当者名

※確認年月日

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国

許可書番号

A	学 名 (和 名)			
	原産国		数 量	
B	学 名 (和 名)			
	原産国		数 量	
C	学 名 (和 名)			
	原産国		数 量	

 上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。また、本確認書は税関に提示し確認を受けた後、その写しを、輸入通関後1ヶ月以内に確認担当課宛て返送すること

 上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

※通 関

輸入申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	輸入数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

(注) (1) 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。

(2) 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び番号を記載すること。

(3) 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。

(4) ※印のある欄には記入しないこと。

〔別紙様式〕

**輸入公表三の七に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認申請書**

経済産業大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。

貨物の詳細	(和名)	(輸入数量)
	(学名)	
輸出者名 及び住所		
輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 ( 附属書番号及びソース) (原産国)		

 上記の輸入について確認する。

輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後1ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て返送すること。

なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

 上記の輸入については事実を確認するに至らなかった。

※確認番号

※確認年月日

※ 経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

**(裏 面)**

※税関確認欄

(許可又は承認年月日及び押印)
-----------------

輸入状況報告

船 積 日	到 着 日	B L 番号等	輸 入 数 量
輸入貨物が動物の場合で、通関するまでに死亡したものがいる場合には、原因について記してください。			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			
<hr/>			

- (注) 1 本申請書の大きさはA 列4 判縦長とすること。  
2 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。  
3 「ソース」欄には、輸出許可書等に記載されたソースを記載すること。  
4 ※印のある欄には記入しないこと。